

平成 3 0 年度

学校監査結果報告書

八 潮 市 監 査 委 員

平成30年度 学校監査結果

1 監査の目的

定期監査に加え、学校現場における財務等に関する事務の執行が適正に行われているかを確認する必要があると判断したため、地方自治法第199条第5項に基づき、次の事項について学校監査を実施した。

- (1) 教育総務課所管の小学校費及び中学校費について、消耗品及び備品等の発注から教育総務課に請求書が提出されるまでの現場の状況を確認し、適正に行われているかを確認する。
- (2) 備品等の管理は適正に行われているかを確認する。
- (3) 学校で集金された給食費の管理が適正に行われているかを確認する。

2 監査対象校・対象課

八條小学校、八條北小学校、八條中学校
教育総務課（対象校の契約・財産管理に係る所管課）

3 監査実施期間

平成31年1月10日から平成31年2月1日

4 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年9月30日までの小学校費、中学校費に係る学校での発注事務の状況及び備品、給食費等の管理状況

5 監査の方法

(1) 事前調査

平成31年1月10日から平成31年1月23日

学校ごとに下記に係る調査票の提出を求め、疑問点については、関係職員に聴取を行った。

- ① 消耗品、備品の発注から納品までの流れ
- ② 学校図書館図書を含む備品の管理状況
- ③ 理科実験用薬品の管理状況
- ④ 給食費集金の流れや管理状況（学校内での管理に係るものに限る）

(2) 本監査・実地検査

平成31年2月1日、事前調査の結果に基づき、監査対象校にて関係職員に対し、監査委員から質疑を行い、監査を実施した。また、請求書、鍵等の保管状況及び学校図書館図書の管理状況確認のため、職員室及び図書室（学校図書館）の実地検査を行った。

6 監査重点事項

- (1) 契約・出納事務について
- (2) 備品管理について
- (3) 学校図書館図書の管理について
- (4) 理科実験用薬品の管理について
- (5) 給食費の保管状況について

7 監査の着眼点

監査の重点事項等における主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 契約・出納事務について

- ①発注内容と納品物の確認は、确实に行われているか
- ②学校から教育総務課への請求書の受け渡しに遅延はないか

(2) 備品の管理について（図書を除く）

- ①備品台帳は、作成され、適切に管理されているか
- ②備品は正しく分類され、備品シールなどは正確に貼付されているか
- ③備品の異動や廃棄の手続きは適切に処理されているか

(3) 学校図書館図書の管理について

- ①図書の管理台帳は作成され、適正に管理されているか
- ②図書は正しく分類され、シールなどは正確に貼付されているか
- ③図書の異動や廃棄の手続きは適切に処理されているか

(4) 理科実験用薬品の管理について

- ①管理責任者は、定期的に保管状況の確認を実施しているか
- ②薬品管理簿が作成され、適正に管理されているか
- ③保管場所の施錠は确实に行われているか

- ④地震等に対する転倒・転落防止措置は取られているか
- ⑤危険性の大きい薬品の管理は、適正に行われているか

(5) 給食費の集金・保管状況について

- ①給食費の集金及び保管は、マニュアルに従い適切に行われているか
- ②現金受け取り有無の確認は適切に行われているか
- ③給食費の保管場所は適切か、他の現金と混同して保管されていないか

8 監査の結果

(1) 八條小学校

小学校費に係る学校での契約・出納事務及び図書を含む学校備品、理科実験用薬品の管理、給食費の保管状況は、おおむね適正に行われていると認められた。

(2) 八條北小学校

小学校費に係る学校での契約・出納事務及び図書を含む学校備品、理科実験用薬品の管理、給食費の保管状況は、おおむね適正に行われていると認められた。

(3) 八條中学校

中学校費に係る学校での契約・出納事務及び図書を含む学校備品、理科実験用薬品の管理、給食費の保管状況は、おおむね適正に行われていると認められた。

(4) 教育総務課

各学校と連携し、財務の執行管理を行っていることが確認できた。引き続き、各学校の財務に関する事務の執行にあたっては、適切な助言、内容の確認に努めていただきたい。